

生涯学習ボランティア人材バンクの設置運営要項

(趣旨)

第1 生涯学習ニーズの高まりの中で、従来の講義中心の集団学習に加え、個人やグループによる主体的な学習が増加するなど、学習の形態は多様化し、学習内容も、より多彩で高度なものが求められている。このような状況の中、多彩な知識や技能を持つ人材・活動希望者など、市民の生涯学習を支える人材を発掘・活用していくことが重要である。

そこで、市民の主体的な学習活動を支えるボランティア指導者・活動者を充実するとともに、学習者が学習によって得た成果をボランティア指導者として社会に還元する場として「生涯学習ボランティア人材バンク（以下「ボランティアバンク」という）」を設置する。

(登録の分野)

第2 ボランティアバンクに登録できる分野は、別表に掲げるものとする。

(登録の条件)

第3 ボランティアバンクに登録できる人は、市民の主体的な生涯学習活動に自らの能力を積極的に提供する意思のある人、またはボランティア活動を希望する人とする。

(登録の方法)

第4 ボランティアバンクへの登録は、原則として一般公募とする。

(登録の期間、更新)

第5 登録の期間は、原則1年間とするが、登録したボランティアバンクから登録抹消の届けがない場合は、自動的に再登録する。また、その後の登録希望や利用状況を勘案して再募集し、更新を図るものとする。

(登録の手続き)

第6 ボランティアバンクに登録しようとする人は、ボランティアバンク登録申込書（様式1）に必要事項を記入し、教育長に提出する。

(登録の審査)

第7 教育長は登録申込書の提出があったときは、必要により、申込書、記載事項の確認を行い、生涯学習ボランティアとしての適格性を審査し登録する。

(リストの作成)

第8 教育長は、利用者が活用しやすいように、ボランティアバンクリストを作成する。

(登録の取り消し)

第9 教育長は、登録した生涯学習ボランティアがボランティアバンクの設置の趣旨に反する行為をしたとき、または、生涯学習ボランティアとしての適格性を欠くと認められたときは、登録を取り消すことができる。

(登録内容の変更)

第10 登録者は、登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに教育委員会生涯学習課まで連絡をする。

(利用者の範囲)

第11 利用者の範囲は、市民及び市民で組織する団体、5人以上のグループ、クラブ等及び保育所・学校とする。ただし、政治目的、宗教目的等には利用できない。

(利用の方法)

第12 市民等がボランティアバンクを利用しようとするときは、教育委員会生涯学習課と交渉のうえ、利用するものとする。

(指導等の経費)

第13 登録者の指導等に経費（交通費等）を要する場合は、依頼する人が負担する。

(登録者の保険)

第14 登録者には、活動に際して傷害保険を適用する。

(運営に関する事務)

第15 ボランティアバンクの運営に関する事務は、教育委員会生涯学習課で行う。

附則 この要項は、平成19年3月1日から施行する。